

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年十月六日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年五月十五日 奈良県指令郡土第八二―二二号

令和五年八月三十一日 奈良県指令郡土第八二―二二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年九月二十五日郡土第六六九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年九月二十五日郡土第二三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町一九五〇番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市山田町四番地四

株式会社優ホーム 代表取締役 田中牧子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市小泉町一九五〇番二の一部

下水道 大和郡山市小泉町一九五〇番二の一部